

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務仕様書

1 委託業務名

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

土壌の健康状態や土づくりの課題を産地で共有できるようにするため、本県の土壌診断情報データベースを作成・見える化し、土壌診断に基づく適正施肥の推進を図る。

4 業務内容

(1) 青森県土壌診断情報データベースの作成

J A全農あおもり、J A十和田おいらせ及びJ Aゆうき青森がそれぞれの土壌分析機器で実施してきた土壌診断の情報を統合したデータベースを作成すること。

(2) 青森県土壌診断情報データベースを見える化する Web ページの制作

- ① 全体のページ数は1～2ページ程度とする。
- ② 作物、地域、分析年次を選択（チェックボックス、プルダウンリスト、地図上での選択等）すると分析項目（24項目）ごとに該当するデータの平均値、分布判定（不足、適正、過剰の位置関係）がグラフで表示され、数値をCSV形式でダウンロードできること。

想定作物：水稲、にんにく、ながいも、ごぼう、トマト・ミニトマト、
りんご
地域：農協支店ごと（35支店）
年次：平成26年～令和5年の10年分（約11万点）

- ③ 各分析項目にカーソルを合わせると項目の解説が表示されること。
- ④ 当 Web ページを初めて利用する人でも感覚的に操作ができ、目的の情報に容易に到達できるような高い操作性を備えること。
- ⑤ 「青森県情報システムアクセシビリティガイドライン」に準拠すること。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/contents/files/guide_all.pdf)
- ⑥ マルチデバイスに対応可能なレスポンシブデザインでの設計とすること。
- ⑦ 使用方法等を解説するヘルプ画面を制作すること。

(3) 動作確認

- ① 受託者は、運用開始前に専用のテストサーバを用意し、設計内容が本番稼働

環境において有効であることを実証するための適切なテストを行うこと。

- ② 本番稼働環境と同様の利用環境下において、機能、性能、セキュリティを含め、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。

(4) Web ページの運用保守

上記(2)により制作した Web ページについて、以下のとおり運用保守を行うこと。

- ① Web ページの稼働に必要な環境を提供すること（ホスティングサービスの利用、インターネット接続環境、不正侵入、改ざん防止、その他 Web ページの運用・保守に必要な一切の設備等を含む）。
- ② Web ページ全体を定期的に監視し、必要なメンテナンス作業を行うこと。
- ③ Web ページについて不具合が発生した場合に、速やかに対応すること。また、障害発生時において、障害原因の切り分けを行い、速やかに障害復旧作業を行うこと。
- ④ Web ページ管理者からの操作等に関する問い合わせに、迅速に対応すること。問い合わせは平日の開庁時間中（8:30～17:15）の対応、障害等が発生した場合は即時の対応を想定している。
- ⑤ Web ページの機能拡張等に関する相談や運用上の諸問題に対する相談に対応すること。
- ⑥ Web ページの安定稼働に向けたバージョンアップ情報やセキュリティ情報の提供について適切に判断し、セキュリティパッチ等のアップデートが必要な場合は速やかに対応すること。
- ⑦ Web ページのアプリケーション及び Web ページ構築で採用した OS 等に脆弱性が発見された場合、速やかに対応すること。
- ⑧ Web ページに登録しているデータのバックアップを定期的に行い、保管すること。
- ⑨ Web ページのレイアウト修正・差替等の簡易な修正が必要な場合に対応すること。
- ⑩ セキュリティに関する理由などにより、それが Web ページに与える影響が大きいと判断した場合には、Web ページの緊急停止を行い、速やかに県へ報告すること。

5 システム要件

システム要件は以下のとおりとすること。

- (1) ブラウザ、デバイスの対応は、一般的で、かつサポートされているブラウザでの利用が可能なものとし、少なくとも以下のブラウザには対応すること。

- ・ Google Chrome 最新版
- ・ Microsoft Edge 最新版

- ・FireFox 最新版
 - ・Safari 最新版
- (2) サーバ等の選定に際しては、コスト面を配慮して、ホスティングサービスを利用すること。
- (3) データセンターは、日本国内に所在すること。
- (4) 県庁内から県セキュリティクラウドを通じて利用できること。また、通信プロトコルについては、HTTPS とすること。
- (5) クライアント証明書による認証は不可とする。
- (6) 使用するドメインは、pref.aomori.lg.jp のサブドメインとすること。

6 開発体制及び環境等

開発体制及び環境等に係わる要件は以下のとおりとする。

(1) 開発体制等

- ① 本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者と、同責任者のもとで開発を行う実施担当者の2名以上を配置すること。なお、技術協力事業者の実施者を含めて提案する場合においても、実施責任者及び実施担当者の計2名以上は自社の実施者であることを要する。
- ② Linux、Apache、PHP、JavaScript、Ruby 等国際的に使用されているソフトウェア環境に関する技術力、また XML、RDF 等オープンデータに関連した技術に関する知識を有した実施者による開発体制を確保すること。
- ③ 実施責任者及び実施担当者は、県と十分な意思疎通が図れること。
- ④ 再委託は県の事前承認とするが、業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせないこと。
- ⑤ 作業体制に変更が生じる場合、その旨を県に報告し、承認を得ること。
- ⑥ 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。

(2) 開発環境等

① 開発環境

Web ページ開発に必要な開発環境（ハードウェア、ソフトウェア環境等）は受託者が用意すること。また開発に使用する環境においては、ウイルス対策、セキュリティホール対策、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

② 開発場所

Web ページ開発を行う場所は受託者が用意し、必要なセキュリティ確保を図ること。

③ 関係資料

Web ページ開発に必要な資料については、所定の手続きにより県から貸与する。

7 Service Level Agreement (SLA)

SLA 設定項目及び設定値を提案すること。提案を要する設定項目は表 1 によること。(設定項目の追加も可とする。) なお、SLA 設定項目及び設定値については、運用状況により見直すことを想定している。

表 1 SLA 設定項目及び設定値

SLA 設定項目 (設定例)		設定値 (記載例)
可用性	サービス期間	24 時間 365 日 (計画停止は除く)
	稼働率	99.9%
性能	オンライン応答遵守率	10 秒以下 80%
障害対応	1 次通知 (障害通知)	30 分以内 メール等で自動的に連絡されることが望ましい。
	2 次通知 (障害復旧予定時間の通知)	2 時間以内
	復旧回復時間	6 時間以内
	リカバリポイント	前回バックアップ時点のデータ

※計画停止：サービス停止を伴う作業が必要となった場合、作業実施の 2 週間前までに通知すること。ただし、緊急と判断した場合はその限りではない。

8 制作スケジュール (予定)

Web ページ制作に関連する全体の概略スケジュールは、次のとおりとし、段階毎に県と協議の上進めること。

- Web ページの設計・制作 (令和 7 年 2 月末まで)
- Web ページの試験運用 (3 月)
- 試験運用を受けた一部改修 (3 月)
- Web ページの本運用 (4 月～)

9 成果品の納品

(1) プログラムファイル

ソフトウェア、データベース関連データ等、Web ページの稼働に必要なオブジェクトを電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。

(2) 基本・詳細設計書

- ① 本業務概要説明書の要件を具現化する設計書を作成し、電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。
- ② 各設計書作成過程でレビューを実施すること。

(3) 各種マニュアル

- ① 操作マニュアル、障害時対応マニュアル等の文書類は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること。また、一覧表を添えて、電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。
- ② マニュアルの内容は県の承諾したものとする。
なお、(2) 及び (3) の記憶媒体は、Microsoft 365 版同等製品で利用できる電子データの形態とすること。

10 納入先

青森県農林水産部農産園芸課

11 機密保持等

- (1) 委託業務の実施において、県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
- (2) 全ての作業において、本業務に係るデータ及び情報 Web ページの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。
- (3) 委託業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (4) 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

12 著作権等

- (1) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下、成果品という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を制作することを妨げない。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作権）については、県が県の業務に使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県並びに県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権）を行使しない。

13 その他

- (1) 契約は、採用された提案内容によることを原則とするが、協議によりその内容を変更する場合がある。
- (2) 社会一般で通常実施される情報 Web ページ開発における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは、県と協議することができる。
- (3) 業務の実施に当たっては、県と十分に協議・調整を行うとともに、県が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務の仕様は、県が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的な立場から、他県の事例や技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (5) 令和7年度以降のデータベース更新、保守管理費及びサーバ利用料は、別途契約を予定しているため、本業務に含めないこと。